

漁業制度例規集

● 編集 / 漁業法研究会

漁業制度例規集

● 編集 / 漁業法研究会

大成出版社

大成
出版社

- 第四十六条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、様式第十一号による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、第一項の規定により許可する場合には、関係海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。
 - 4 知事は、第一項の規定により許可をするにあたり、制限又は条件を付することができる。
 - 5 知事は、第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したときは、当該許可につき、その内容を変更し、制限し、若しくは条件を付け、若しくは取り消し、又は岩礁の破砕若しくは土砂、岩石の採取を停止させることがある。
 - 6 第二十三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 第五十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第七条 第十五条 第三十四条第一項、第三十五条から第四十五条まで、第四十六条第一項又は第四十八条第六項の規定に違反した者
 - 二 第十四条 第三十二条第一項 第四十六条第四項若しくは第五項又は第四十八条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
 - 三 第三十二条第一項又は第四十六条第五項の規定による操業の停止又は岩礁破砕等の停止の命令に違反した者
- 回答（昭和四七、六、二三、四七一―一五三 漁政部長）
 貴県漁業調整規則第四十六条によれば、漁業権の設定されている漁場内において土砂を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととされているが、許可証に記載された土砂採取区域、採取の期間及び採取量は許可の内容と解され、許可の内容に違反して採取した場合は、無許可の採取として当該規則第四十六条第一項違反となる。

(三三三) 捜査関係事項照会について

照会（平元、一二、一三、漁政第一三〇八号 山口県水産部長）
 このことについて、金沢地方検察庁から別添写し「略」のとおり照会がありました。
 これは、本県漁業調整規則第四十八条第一項に規定する「岩礁」と「岩石」の区別及び「破砕」と「採取」の区別について照会されたものであり、下記のとおり解釈して支障ないか至急回答くださるようお願いいたします。

記

- 一 「岩礁」とは、海域における地殻の隆起形態であり、この隆起形態を変化させる行為が「破砕」である。
 - 二 「岩石」とは、海域における地殻の構成要素の一つであり、この構成要素をひろいとする行為が「採取」である。
- 回答（平二、三、一、元一〇七九 沿岸課長）
 平成元年十二月十三日付け漁政第一三〇八号をもって照会のあったこのことについては、貴見のとおりと解する。